

議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第1回総会																																																
開催日時	令和2年4月27日（月） 午後1時30分 開会 午後3時11分 閉会																																																
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																
出席者の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>尾張勝</td> <td>2番</td><td>鈴木木</td> <td>3番</td><td>田島幹</td> <td>4番</td><td>豊澤啓司</td> <td>5番</td><td>鈴木賀秀二</td> <td>6番</td><td>柴崎専一</td> <td>7番</td><td>佐々木まさ子</td> <td>8番</td><td>阿部静男</td> <td>9番</td><td>二階堂紀一</td> <td>10番</td><td>佐藤久順</td> <td>11番</td><td>阿藤幸治</td> <td>12番</td><td>秋山耕</td> <td>13番</td><td>松野秀郎</td> <td>14番</td><td>上野栄公</td> <td>15番</td><td>阿部晃徳</td> <td>16番</td><td>門馬一郎</td> <td>17番</td><td>岩淵勉</td> <td>18番</td><td>小野寺義幸</td> <td>19番</td><td>櫻井利光</td> <td>20番</td><td>三塚芳毅</td> <td>21番</td><td>浅野和宏</td> <td>22番</td><td>鈴木木泰子</td> <td>23番</td><td>五十嵐幸喜</td> <td>24番</td><td>高橋清範</td> </tr> </table> <p>（は欠席委員、は遅参委員、は早退委員）</p>	1番	尾張勝	2番	鈴木木	3番	田島幹	4番	豊澤啓司	5番	鈴木賀秀二	6番	柴崎専一	7番	佐々木まさ子	8番	阿部静男	9番	二階堂紀一	10番	佐藤久順	11番	阿藤幸治	12番	秋山耕	13番	松野秀郎	14番	上野栄公	15番	阿部晃徳	16番	門馬一郎	17番	岩淵勉	18番	小野寺義幸	19番	櫻井利光	20番	三塚芳毅	21番	浅野和宏	22番	鈴木木泰子	23番	五十嵐幸喜	24番	高橋清範
1番	尾張勝	2番	鈴木木	3番	田島幹	4番	豊澤啓司	5番	鈴木賀秀二	6番	柴崎専一	7番	佐々木まさ子	8番	阿部静男	9番	二階堂紀一	10番	佐藤久順	11番	阿藤幸治	12番	秋山耕	13番	松野秀郎	14番	上野栄公	15番	阿部晃徳	16番	門馬一郎	17番	岩淵勉	18番	小野寺義幸	19番	櫻井利光	20番	三塚芳毅	21番	浅野和宏	22番	鈴木木泰子	23番	五十嵐幸喜	24番	高橋清範		
事務局職員氏名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局長 田辺賢一、事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、局長補佐 小林仁、農地管理係 主幹 千葉康哉、主査 千葉貴行、主査 石川巖穂、産業経済部 産業振興課 課長補佐 菊地武 主査 千葉三智子</p> <p>書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																																
議題	<p>報告第1号 令和元年度登米市農業委員会事業報告について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第3号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第4号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第5号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第5号 非農地証明願について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第7号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について</p> <p>議案第8号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p>																																																
会議結果	議案第1号 申請のとおり許可することに決定した。																																																

	<p>議案第2号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第3号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第4号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第5号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第6号 原案のとおり決定した</p> <p>議案第7号 原案のとおり決定した</p> <p>議案第8号 原案のとおり決定した</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>令和2年度登米市農業委員会第1回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案書 ・議案書説明資料 ・農地法第3条調査書 ・諸般の報告
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第38条第2項の規定により、2番 鈴木 巖 委員、3番 田島 幹雄 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期を本日1日間としたいと思っております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり 》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4、議案第7号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>進行番号3番が 20番 三塚 芳毅 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思っておりますが、これにご異</p>

	議ありませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。 はじめに、「委員に関する案件」、進行番号3番についての審議に入ります。
議長	本案件は 20番 三塚 芳毅 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条「議事参与の制限」の規定により、20番 三塚 芳毅 委員の退場を求めます。
	《退場を確認》
議長	それでは、事務局並びに産業経済部から説明を求めます。
	《事務局説明》 《産業経済部説明》
	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	7番 佐々木 まき子 委員。
7番委員	登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和2年4月20日、午後1時15分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 用途変更ですが、進行番号3番については、事務局説明のとおりです。 この申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。 しかし、進行番号3番については、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう

	<p>指導することを付すべきと思われます。</p> <p>以上のとおり報告します。 令和2年4月27日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 4番 豊澤 啓司 委員 6番 柴崎 専一 委員 7番 佐々木まき子委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第7号の「委員に関する案件」、進行番号3番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第7号の「委員に関する案件」、進行番号3番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第7号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」の進行番号3番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>20番 三塚 芳毅 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第7号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局並びに産業経済部から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》 《産業経済部説明》</p>

議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	7番 佐々木 まき子 委員。
7番委員	<p>はじめに、用途変更ですが、進行番号4番から6番については、事務局説明のとおりです。</p> <p>この申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、進行番号6番については、一部既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。</p> <p>併せて、進行番号4番、5番については、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。</p> <p>次に除外ですが、 進行番号10番から13番については、事務局説明のとおりです。</p> <p>これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。</p> <p>また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、進行番号12番については、一部既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。</p> <p>併せて、進行番号13番については、農地の一部を除外、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指</p>

導することを付すべきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和2年4月27日

現地調査委員 4番 豊澤 啓司 委員
6番 柴崎 専一 委員
7番 佐々木まき子委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

22番 鈴木 泰子 委員。

22番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和2年4月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

用途変更ですが、

進行番号1番及び2番については、事務局説明のとおりです。

この申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号2番については、一部既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。

併せて、進行番号1番については、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。

次に除外ですが、

進行番号から進行番号7番から9番については、事務局説明のとおりです。

これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号8番については、農地の一部を除外、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和2年4月27日

現地調査委員 17番 岩淵 勉 委員
23番 五十嵐 幸喜 委員
22番 鈴木 泰子 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

議長

これで、質疑を終わります。

議長

これから議案第7号の「委員に関する以外の案件」について採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。

議長

ここで、職員の入替のため、暫時休憩いたします。

《 休 憩 》

議長

再開いたします。

議長

新型コロナウイルス感染症予防のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。</p>
議長	<p>日程第5、報告第1号「令和元年度登米市農業委員会事業報告について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これで、報告第1号「令和元年度登米市農業委員会事業報告について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
	<p>これで、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第3号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これで、報告第3号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、報告第4号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>

議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これで、報告第4号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第9、報告第5号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これで、報告第5号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第10、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、申請地は貸人の所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま</p>

	<p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思 います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認して いただくことにしておりますが、支障等について自席で発言をお願いします。
議長	<p>進行番号3番について、15番 阿部 晃徳 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号4番について、12番 秋山 耕 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号5番について、22番 鈴木 泰子 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号6番について、13番 松野 秀郎 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号7番について、3番 田島 幹雄 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号8番について、2番 鈴木 巖 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようです。これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
12番委員	<p>進行番号5番について、住所が仙台で、通勤する形ですか。もうこちらに引っ 越しているのですか。</p>
事務局	<p>2月総会で、譲渡人に指定申請していただいております。譲受人については、</p>

	<p>指定が終わりましたので、これから移転して農業をしていただくことでの申請となっております。</p>
12 番委員	<p>新規就農と位置づけておりますが、経営基盤強化法で処理した方が良いのかなとも思います。空き家の条件付きであれば、3条で処理するほかはないのですか。</p>
事務局	<p>譲受人は経営基盤強化法に該当する方ではなく、空き家に付属する農地のみ耕作するというので、3条申請ですするため、指定申請をしていただいで申請となります。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第11 議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p>
議長	<p>第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>7番 佐々木 まき子 委員</p>

7 番委員

登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 2 年 4 月 20 日、午後 1 時 15 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、迫町佐沼地内で、居宅の新築を目的として許可されている事業の計画変更です。

当初の計画では、当初計画者が居宅を新築する計画でありましたが、結婚が決まり、大崎市に嫁いだため、当初の目的を果たせない状況になります。

今回、承継者が申請地に貸駐車場を設置したいとのことで変更申請の申し出となりました。

転用目的など、計画全般を変更するものですが、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。

進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 4 ページから 6 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、豊里町地内で、居宅を建築することで転用が許可されている事業の計画変更です。

当初の計画では、当初計画者が居宅を新築する計画でありましたが、当初の売主に所有権移転をしてもらえず断念し、他の場所で自宅を建築したため、居宅を新築する必要がなくなりました。

そのため、承継者の事業者を変更するものですが、転用目的等に変更はないものであることから、計画変更は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和 2 年 4 月 27 日

現地調査委員 4 番 豊澤 啓司 委員
6 番 柴崎 専一 委員
7 番 佐々木まき子委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより議案第 2 号について質疑を行います。

議長

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長	質疑なしと認めます。
議長	これで議案第2号の質疑を終わります。
議長	これから議案第2号を採決します。 お諮りします。 本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	日程第12、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第13、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、第4条申請が2件、第5条申請が12件です。適用法令等を確認したところ、農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	7番 佐々木 まき子 委員
7番委員	農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に貸資材置場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は

妥当との意見で一致しました。

農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地は既に物置小屋として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番、9番については、別紙議案説明資料16ページから18ページ、35ページから37ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番、8番については、別紙議案説明資料19ページから21ページ、32ページから34ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅、建売住宅3棟を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番、5番については、別紙議案説明資料22ページから25ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に事務所等を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地は既に農業用施設として利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料26ページから28ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に事務所兼倉庫及び資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料29ページから31ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地において現在操業している営農型太陽光発電事業を継続するもので、一時転用許可期間を更新するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる一時的な転用であった、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年4月27日

現地調査委員 4番 豊澤 啓司 委員
6番 柴崎 専一 委員
7番 佐々木まき子委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

22番 鈴木 泰子 委員

22番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和2年4月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第5条の進行番号10番については、別紙議案説明資料38ページから40ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、市総合支所からおおむね500m以内の区域であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番については、別紙議案説明資料41ページから43ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地を周辺道路工事の施工に係る資機材置場として使用するた

	<p>め、一時的に転用するものです。農地区分としては、農振農用地に区分されますが、転用における周囲への影響も見受けられず、工事期間のみ一時的な利用であり、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 12 番については、別紙議案説明資料 44 ページから 46 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に建売住宅 6 棟を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和 2 年 4 月 27 日</p> <p>現地調査委員 17 番 岩淵 勉 委員 23 番 五十嵐 幸喜 委員 22 番 鈴木 泰子 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第 3 号、議案第 4 号について、一括して質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。
12 番委員	農地法第 5 条の進行番号 7 番について、1 年でシキミを栽培するというのですが、1 年で収穫できますか。
事務局	今回一時転用期間 1 年とってありますが、シキミを収穫するまでは当初 8 年の計画でとってあります。ただし営農型で太陽光ですと、3 年更新ということで、3 年でやっておりました。今回も、当初は 3 年の計画でありましたが、昨年度、申請者と、シキミの生産があまりよろしくなかったのも、県とも相談して、今の状況ですと 3 年の更新は出来ないということと、営農計画をきちんと出していたら、今年度作付状況が改善されることを前提として、今回は 3 年ではなく 1 年更新です話になっております。そして、今年度作付け状況がよろしくない場合には、次年度は太陽光の更新は難しいということも、県と業者、農業委員会で打合せをしております。ですので、今年度は収穫することはありません。
12 番委員	8 年まで待たなければならない。生育状況を毎年県が調査をして、それでよろしくない場合、そこで契約は打ち切りということになりますか。
事務局	今まで 3 年間となっておりましたが、毎年生育状況の報告はされております。そして、今年度の報告は 3 月ですが、その前の 12 月の段階で、生育状況があまり

	<p>のも良くない。私たちが現場を見に行くと、腐ったみたいな感じだったので、その件についても申請人と話しをして、今の状況ですと今年度の更新は難しい状況ということの話しをし、生育の改善計画を出していただきました。それを踏まえ、今年度は当初営農型では3年ですが、今年度は1年での更新しか出来ないということで、1年での更新となっております。毎年生育状況の報告はしていただいております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>これで議案第3号、議案第4号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号を採決します。</p>
	<p>お諮りします。</p>
	<p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第4号を採決します。</p>
	<p>お諮りします。</p>
	<p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第14、議案第5号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>

事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第5号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第15、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 本案件については、所有権移転が17件、利用権設定が61件となっております。 所有権移転の進行番号2番が20番 三塚 芳毅 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。 したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>

議長	はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号2番についての審議に入ります。
議長	本案件は 20 番 三塚 芳毅 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条「議事参与の制限」の規定により、20 番 三塚 芳毅 委員の退場を求めます。 《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより議案第6号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号2番について、質疑を行います。 質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第6号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号2番を採決します。
議長	お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号2番は原案のとおり決定しました。
議長	20 番 三塚 芳毅 委員 の入場を許可します。

	《着席を確認》
議長	次に議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。 これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありませんか。
	《質疑なしの声あり》
議長	これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第6号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。
議長	日程第16、議案第8号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、平成元年度の農地利用状況調査で6判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p>

	<p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第8号について質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第8号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第8号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定にいたしました。</p>
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>会議を閉じます。令和2年度第1回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和2年4月27日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 2番 鈴木 巖

議事録署名人 3番 田島 幹雄